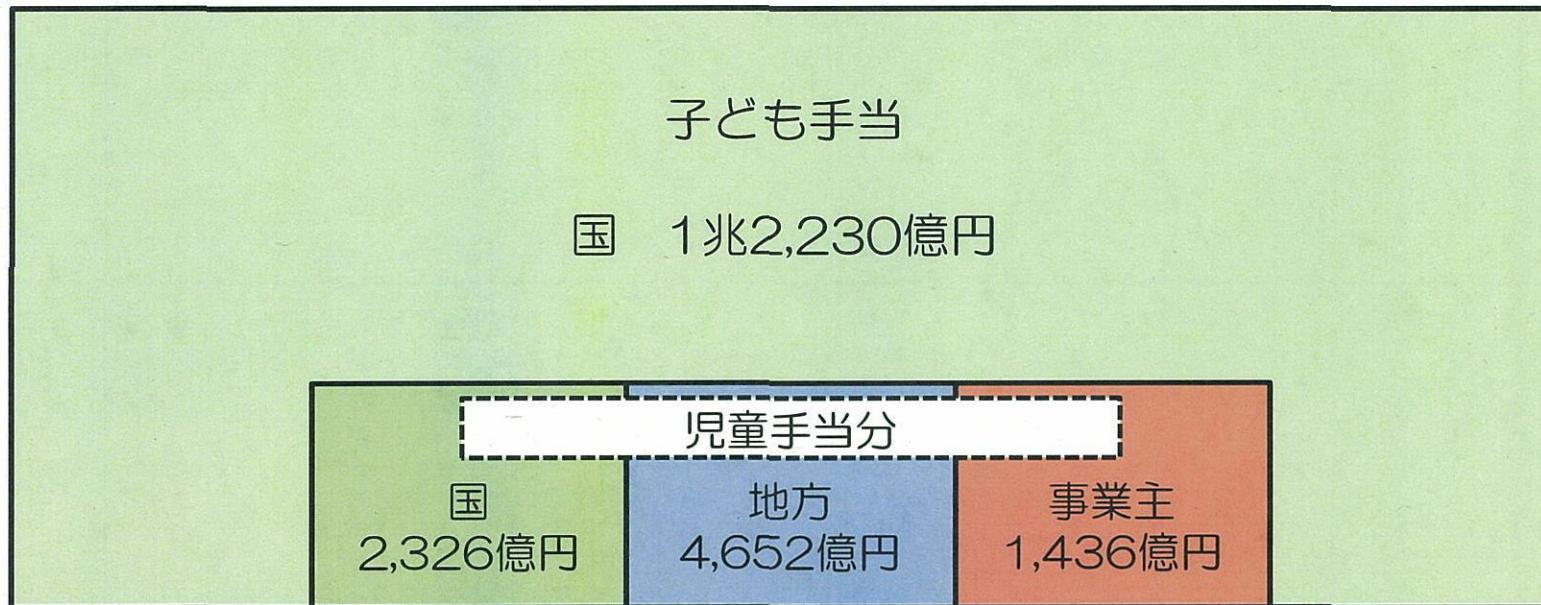


## 子ども手当の創設（平成22年度予算案）

- 子ども手当の創設（国庫負担金） 1兆4,722億円
  - うち、給付費：1兆4,556億円（10か月分を計上）
  - 事務費：166億円（市町村分164億円）



※1 上記とは別に、公務員については所属庁から支給する。  
(国家公務員分：425億円、地方公務員分：1,486億円)

※2 地方公務員に係る額の引上げ等に伴い、地方公共団体の負担が実質的に増大しないよう、  
別途、「児童手当及び子ども手当特例交付金」(2,337億円)を措置。

※3 子ども手当の円滑な実施を図るため、システム経費（123億円）を平成21年度二次補正予算に計上。

# 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案要綱

## 第一 趣旨

この法律は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成二十二年度における子ども手当の支給について必要な事項を定めるものとする」と。 (第一条関係)

## 第二 受給者の責務

子ども手当の支給を受けた者は、第一の支給の趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従つて用いなければならないものとすること。 (第一条関係)

## 第三 定義

一 「子ども」とは、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を「いうもの」とする」と。 (第三条第一項関係)

二 「父」には、母が子どもを懷胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとすること。 (第三条第二項関係)

## 第四 子ども手当の支給

## 一 支給要件

子ども手当は、次のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給するものとする。」。

### (第四条関係)

- (一) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
- (二) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者
- (三) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの

## 二 子ども手当の額

子ども手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一万三千円に子ども手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）に係る子どもの数を乗じて得た額とすること。

### (第五条関係)

## 三 認定

受給資格者は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について

て、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないものとすること。（第六条関係）

#### 四 支給及び支払

(一) 市町村長は、三の認定をした受給資格者に対し、子ども手当を支給するものとすること。（第七条第一項関係）

(二) 子ども手当の支給は、受給資格者が三の認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、平成二十一年三月（同年一月末日までに子ども手当を支給すべき事由が消滅した場合には、当該子ども手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月）で終わるものとすること。（第七条第二項関係）

(三) 子ども手当は、平成二十一年六月及び十月並びに平成二十三年一月にそれぞれの前月までの分を、同年六月に同年一月分及び三月分を、それぞれ支払うものとすること。ただし、前支払期月に支払うべきであった子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとすること。（第七条第四項関係）

#### 五 子ども手当の額の改定

子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が増額又は減額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日又は減額の事由が生じた日の属する月の翌月から行うものとすること。（第八条第一項及び第三項関係）

#### 六 支給の制限等

支給の制限、未支払の子ども手当の支払、支払の調整、不正利得の徴収について規定するものとする」と。（第九条から第十三条まで関係）

#### 七 受給権の保護

子ども手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができないものとすること。（第十四条関係）

#### 八 公課の禁止

租税その他の公課は、子ども手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができないものとすること。（第十五条関係）

#### 九 公務員に関する特例

公務員については、所屬庁が子ども手当を支給すること。（第十六条関係）

## 第五 費用

### 一 子ども手当の支給に要する費用の負担

(一) 子ども手当の支給に要する費用（第六の一により児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定により支給する児童手当又は同法の規定により支給する児童手当に相当する給付とみなされる部分の支給に要する費用を除く。）については、国が負担するものとすること。ただし、次に掲げる子ども手当の支給に要する費用は、それぞれ次に定める者が負担するものとすること。（第十七条第一項及び第二項関係）

イ 各省各庁の長又はその委任を受けた者が認定をした国家公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 国

ロ 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該都道府県

ハ 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費

用 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）

(二) 国庫は、予算の範囲内で、子ども手当に関する事務の執行に要する費用を負担するものとすること。

(第十七条第三項関係)

二 市町村に対する交付

(一) 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が支給する子ども手当の支給に要する費用のうち、受給資格者等の区分に応じて定める割合に相当する額を交付するものとすること。（

第十八条第一項関係）

(二) 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が支給する子ども手当の事務の処理に必要な費用を交付するものとすること。（第十八条第二項関係）

第六 児童手当法との関係

一 児童手当等受給資格者に対する子ども手当の支給の基本的認識

児童手当法に規定する受給資格者に対する子ども手当に関しては、児童手当等の給付の額に相当する

部分が児童手当法の規定により支給する児童手当等の給付であるという基本的認識の下に、この章に定